

○ 農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年<sup>金</sup>農林水産省<sup>融</sup>告示第四号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(単体における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 農林中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百二十二条第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜九 (略)</p> <p>十 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日<sup>金</sup>農林水産省<sup>融</sup>告示第四号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(単体における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 農林中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百二十二条第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次項に定める自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める定性的な開示事項及び第四項に定める定量的な開示事項とする。</p> <p>2 自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</p> <p>3 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一〜九 (略)</p> <p>十 貸借対照表の科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するか</p>

明

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク  
・ ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十六条の五第二項第二号、第五十四条の二第二項第二号及び第二百二十四条第一項（自己資本比率告示第二百二条、第四百四条及び第四百十三条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ  
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

についての説明

4 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 (略)

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク  
・ ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十六条の五第二項第二号、第二百二条、第五十四条の二第二項第二号及び第二百二十四条（自己資本比率告示第四百四条及び第四百十三条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ  
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、

事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの  
自在庫推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用され  
るポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が  
適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘  
案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボ  
ラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を  
行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額  
）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについ  
ては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポ  
ージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示するこ  
とを要する。）

(1)・(2) (略)

ロ (略)

四 (略)

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 農林中央金庫がオリジネーターである場合におけるマーケッ  
ト・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに  
関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項において読み

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォ  
リオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエ  
クスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分  
に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ  
調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場  
合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内  
部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人  
向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金  
融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。  
）

(1)・(2) (略)

ロ (略)

四 (略)

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 農林中央金庫がオリジネーターである場合におけるマーケッ  
ト・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに  
関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項の規定により

替えて準用する自己資本比率告示第二百二十四条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

ニ 農林中央金庫が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百二十四条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

六〇九 (略)

(連結会計年度の開示事項)

第三条 規則第百十三条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

ニ 農林中央金庫が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

六〇九 (略)

(連結における事業年度の開示事項)

第三条 規則第百十三条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次項に定める自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める定性的な開示事項及び第四項に定める定量的な開示事項とする。

2 自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ (略)

ハ 自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ (略)

ホ (略)

二〇十 (略)

十一 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

3 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ (略)

(新設)

ハ (略)

ニ 自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ (略)

二〇十 (略)

十一 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて農林中央金庫の子法人等であるものうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額

二 (略)

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十六条の五第二項第二号、第五百四十四条の二第二項第二号及び第二百二十四条第一項（自己資本比率告示第二百二条、第四百四条及び第三百十三条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ  
プリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー  
一、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用

4 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等であつて農林中央金庫の子法人等であるものうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額

二 (略)

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十六条の五第二項第二号、第二百二条、第五百四十四条の二第二項第二号及び第二百二十四条（自己資本比率告示第四百四条及び第三百十三条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ  
プリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー  
一、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用

不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四・五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百二十四条(第一項第二号を除く。)の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百二十四条(第一項第二号を除く。)の規定により百パーセントのリスク・ウェイト

不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

四・五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

トが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七〇十 (略)

5 第一号の額を直近に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが、二千億ユーロを超える場合における第一項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一 資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 派生商品取引及び長期決済期間取引に関するグロス再構築コストの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額

ロ レポ形式の取引に係るグロスの資産残高及び貸出資産と借入資産との評価差額

ハ 資産の額（イ及びロに掲げるもの、普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額並びにその他Tier1資本に係る調整項目の額を除く。）

ニ オフ・バランス取引（派生商品取引及び長期決済期間取引並びにレポ形式の取引を除く。）の与信相当額

二 金融機関等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、厚生年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。

以下この号、次号及び第八号において同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

七〇十 (略)

(新設)



- イ 金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）
- ロ 金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。第四号において同じ。）の保有額
- ハ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相對ネットティング契約の効果を勘案したものとし、零を下回らないものに限る。）
- ニ 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（次号及び第八号において「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相對ネットティング契約の効果を勘案したものとし、零を下回らないものに限る。）
- 三 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額
- イ 金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの未引出額を含む。）
- ロ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相對ネットティング契約の効果を勘案したものとし、零を上回らないものに限る。）
- ハ 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取

- 
- 引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・  
エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な  
相對ネットイング契約の効果を勘案したものとし、零を上回ら  
ないものに限る。）
- 四 発行済有価証券の時価の残高
- 五 直近に終了した連結会計年度における日本銀行金融ネットワー  
クシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類す  
る決済システムを通じた決済の年間の合計額
- 六 信託財産及びこれに類する資産の残高
- 七 直近に終了した連結会計年度における債券及び株式に係る引受  
け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引  
受けをいう。）の年間の合計額
- 八 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引  
及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高
- 九 次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。  
）の残高の合計額
- イ 売買目的有価証券
- ロ その他有価証券
- 十 観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価され  
た資産の残高
- 十一 対外与信の残高
- 十二 対外債務の残高
-

(半期の開示事項)

2 規則第百十六條第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、第二条(第三項第一号から第九号までを除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定性的な」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と、同項第一号へ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第七号中「除く。次条第四項第八号において同じ。」とあるのは「除く。」と読み替えるものとする。

2 規則第百十六條第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項(連結自己資本比率を算出する農林中央金庫に係るものに限る。)については、前項に規定するもののほか、前条(第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定性的な」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をい

(半期の開示事項)

2 規則第百十六條第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、第二条第二項及び前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項、第二条第三項第十号に定める貸借対照表の科目が同条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明、同条第四項及び前条第四項に定める定量的な開示事項、同条第三項第一号に定める連結の範囲に関する事項並びに同項第十号に定める自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各項目の額及びこれらの科目が前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明とする。

2 前項に規定する事項のうち、第二条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は別紙様式第一号により作成し、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

う。第五条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と読み替えるものとする。

(四半期の開示事項)

第五条 規則第百十六条第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 単体総自己資本比率
- 二 単体Tier1比率
- 三 単体普通出資等Tier1比率
- 四 単体における総自己資本の額
- 五 単体におけるTier1資本の額
- 六 単体における普通出資等Tier1資本の額
- 七 単体総所要自己資本額
- 八 自己資本の構成に関する開示事項
- 九 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
- 十 自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額)に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。)に関する契約内容の概要

(四半期の開示事項)

第五条 規則第百十六条第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率
- 二 単体Tier1比率及び連結Tier1比率
- 三 単体普通出資等Tier1比率及び連結普通出資等Tier1比率
- 四 単体及び連結における総自己資本の額
- 五 単体及び連結におけるTier1資本の額
- 六 単体及び連結における普通出資等Tier1資本の額
- 七 単体総所要自己資本額及び連結総所要自己資本額
- 八 第二条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項
- 九 第二条第三項第十号に掲げる事項
- 十 第三条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項
- 十一 第三条第三項第十一号に掲げる事項
- 十二 自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額若しくは同条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額)に含まれる資本調達手段又は自己

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

2 規則第百十六条第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する農林中央金庫に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

- 一 連結総自己資本比率
- 二 連結Tier1比率
- 三 連結普通出資等Tier1比率
- 四 連結における総自己資本の額
- 五 連結におけるTier1資本の額
- 六 連結における普通出資等Tier1資本の額
- 七 連結総所要自己資本額
- 八 自己資本の構成に関する開示事項
- 九 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
- 十 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告

資本比率告示第二条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額若しくは同条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要

十三 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細

（新設）

示第二条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

3 第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号によりそれぞれ作成するものとする。

4 第一項第九号及び第二項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により作成し、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号により作成し、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第三号により作成しなければならない。

3 第一項第九号及び第十一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。